

秋田県立大学機関リポジトリ運用指針

平成25年11月25日

図書・情報センター長

(趣旨)

第1条 この指針は、秋田県立大学機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この指針において「リポジトリ」とは、秋田県立大学（以下「本学」という。）の教育・研究活動の成果物（以下「コンテンツ」という。）を収集し、電子化により保存を進め、学内外へ無償で公開するシステムのことをいう。

(管理・運営)

第3条 リポジトリの管理および運営は、本学図書・情報センターの図書館（以下「図書館」という。）が行うものとする。

(登録者)

第4条 リポジトリにコンテンツを登録できる者（以下「登録者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学に教職員および研究員として在籍する、または在籍したことがある者
- (2) 本学に大学院生として在籍する、または在籍したことがある者
- (3) 本学から学位を授与された者（論文博士）

(登録対象)

第5条 リポジトリに登録できる範囲は、次に掲げるコンテンツとする。

- (1) 学術論文（学術雑誌掲載論文、紀要論文、学会発表資料等）
- (2) 学位論文（博士学位論文）
- (3) 教育資料（講演資料、プレゼンテーション資料等）
- (4) 報告資料（科学研究費補助金研究成果報告書、調査報告書等）
- (5) 図書資料
- (6) その他、図書・情報センター長が認めたもの

(登録)

第6条 登録者はリポジトリの登録システムを通じて、コンテンツを登録することができる。登録にあたっては、登録者が提供するコンテンツに添えて「登録申請・公開許諾書」にて申請を行い、図書館職員がその登録作業を行うものとする。

(成果物の利用)

第7条 図書館は、登録者から提供されたコンテンツについて、次により取り扱うものとする。

- (1) コンテンツを複製し、リポジトリを構築するサーバに格納する。
- (2) ネットワークを通じてコンテンツを不特定多数に無償で公開する。
- (3) 保存や利用提供維持に必要な複製・媒体変換を行う。

(著作権と利用許諾)

第8条 登録を希望するコンテンツについて、共著者等、登録者以外の著作権者がいる場合、登録者はあらかじめ著作権者から第7条に掲げた利用についての許諾を得ておかなければならない。

第9条 リポジトリに登録されたコンテンツの著作権は、著作権者の元に留保される。

(成果物の削除)

第10条 図書・情報センター長は、以下の場合にはリポジトリに登録されたコンテンツを削除することができる。

- (1) 登録者から、理由を付して削除の申請があり、これを承認した場合
- (2) 登録されたコンテンツの内容が学術的観点からみて著しく不適切である等の場合

(免責事項)

第11条 登録されたコンテンツの内容に関する責任は、当該登録者が負うものとする。

- (2) 図書館は、コンテンツの公開にあたり利用者に対し著作権遵守について周知する。その上で、コンテンツ公開によって発生した登録者ないし著作権者の損害については、一切責任を負わないものとする。

(その他)

第12条 この指針に定めるものの他、リポジトリの運用に関し必要な事項は、図書・情報委員会が別に定める。

附 則

この指針は、平成25年11月25日から実施する。